留 置 権 12 関 す る 考 察

Ħ 次

第一節

第二節 沿革と立法例

第二項 第一項 沿革 立法例

第三節 性質

第一項 物権性

第二項 担保物権性

第四節 要件

第一項 第二項 総説 雅極的要件

第三項 消極的要件

第五節 結語

うものである。

第 節 序 説

を受けるまで、その物を留置することができる権利である(民法二九 留置権とは他人の物の占有者がその物に関して生じた債権の弁済

尾

中

子

められることによって、修繕を依頼した者は、代金を支払わなけれ を留置することができるのは留置権の作用である。即ち留置権が認 他人の物を修繕した者が、修繕代金の支払を受けるまで、その物

ば目的物を取戻すことができない。 した場合にも留置権者は弁済を受けるまで、 ができるのであり、この意味において、 更に他の債権者が修繕の目的物について、競売乃至強制執行をな 留置権は担保物権として特 目的物を留置すること

権の弁済を受けるまで、占有物を留置させることは公平の観念に従 殊の債権を担保する効力を有する。 し、更に自已の債権が占有物と牽連のある場合に、その債権者に、 僙 る。 即 ち債 権者 が債務者に対し、自已の占有物を引渡す義務を有 相対立する偾務者間の公平を維持することを目 的 とするもの であ 民事留置権は相殺権と同じにローマ法の悪意の抗弁を起源とし、

よって担保されることは、商人間の信用を維持し、安全確実た取引 関係を持続せしめることとなるのである。 において、一方の有する債権が、その者の占有する他方の所有物に 引が迅速円滑に行われることを目的とするものである。即ち商取引 アの都市法を起源とし、商取引における債務者の信用を髙め、商取 これに対し、商事留置権(商法五一条、五二一条等)は、中世イタリ

のであるから、両者が要件を異にするのは当然である。民事留置権と商事留置権とは、かくの如く目的、沿革を異にする

することによって公平の原則が要請されている点は異る。 のに対し、後者が一個の双務契約から生じた債権と債務とが相対立 じた債権とが相対立することによって公平の原則が要請されている じた債権とが相対立することによって公平の原則に立脚する点は同じであるが、前者が一個の物について、その返還債務とその物から生 医事留置権に類似するものには双務契約における同時履行の抗弁

留置権は一個の債権の履行を確保することを任務とするから、代り担保の提供によって同時履行の抗弁権を消滅させるないから、代り担保の提供によって同時履行の抗弁権を消滅が要とする同時履行の抗弁権にはこれ等の給付を確保する担保権が必要とする同時履行の抗弁権にはこれ等の給付を確保することを任務とするから、留置権は一個の債権の履行を確保することを任務とするから、

破産によって解除せられることがある(同法五九条一項)。同様に対抗できる。但し同時履行の抗弁権の基礎である双務契約は団に対抗できないが(破産法九三条)、同時履行の抗弁権は破産前と留置権の目的物が破産財団に属するときは、民事留置権は破産財

弁済があるまで、物を留置する権能を認めたことによるものである。けでなく他人の物の占有を中心にしてこの物に関して生じた債権のても効力を有する。この差異はわが民法が留置権に物の引渡債務だてのみ効力を有するのに対し、留置権は物権であるから、何人に対し、同時履行の抗弁権は形成権の一種であって、単に特定人に対し

出

すことはできない(註一)。

置権が考えられたのであり、

た。即ち別の法律関係を法典に規定する場合に、これと関係して留

留置権の要件についての暗示さえも見

註一 第二節第二項第三わが国における沿革参照り、その規定はフランスの判例及び学説に従うものである。(註一)かくの如く、わが民法は留置権を一個独立の物権として認めてお

第二節 沿革と立法例

れに関する各国の立法例は区々に分かれている。のを統一して、一個の制度を樹立しようとしているのであるが、このを統一して、一個の制度を樹立しようとしているのであるが、こ民事留置権について、近世法はローマ法が散在的に認めていたも

る一端とする。 おが国における民事留置権の要件を考察すり、民事留置権に関する外国の沿革、立法例、及びわが国の沿革をり、民事留置権に関する外国の沿革、立法例、及びわが国の沿革を及び学説に従うものであるが、ここにフランスの立法 例 は もとよ

第一項 沿 革

第

ローマ法からドイツ普通法

系はなく、唯その全体の中に散在するというごく初歩のものであっ立したものであるが、コルプス、ユリスの中には、原則的規定の体権として存在したのではない。ローマ法上の留置権は判例として成民事留置権の起源はローマ法にあるが、今日の担保物権又は担保

う留置権の典型的な場合にも、留置又は留置するの語を使用しないローマの判例は物に支出した費用のため、その物を留置するとい

する場合であるということはできない。 留置権を排斥することができない様に、この語の使用が留置権に関 所もあるが(註二)、留置の語の欠けている事がローマ法において、 で悪意の抗弁の語を使用している。勿論留置の語を使用している箇

裏付ける基礎を築き上げた。 担される債務に付き満足を受けるまで、その占有から分離すること 紀の中頃に、ゲオルグベエマーは、留置権を、 を要しない権利」(註四)と定義し、 人に対し、返還すべく義務づけられている物をその者から反対に負 用されている全ての場合を列記したのを初めとして(註三)、一八世 かであったが、一七世紀の初めに、モリグナーツスが留置の語 この様にローマ法において真の留置権を指示する場合は非常に僅 実質的留置権を科学的体系的に 「他人の物、即ち他 の使

ドシュミットの反対を受けた(註一一)。彼はクラーマーと同じ様 らゆる給付に対する留置権を認めた(註九)。これに対し、債権は留 グロースコップフであるが(註一〇)、これは十九世紀中頃にゴール 註八)。これに対し、クラーマーは、 置権の絶対的要件ではないとして、 とは関係のない終極的滅却の場合を、留置権として取扱った(註七)。 行為の準占有が可能である限り成立しうるとしたが(註六)、留置権 物の所持のあることが必要であるから、行為に対する留置権はその した留置権に関する結果を排斥し、特に請求権の牽連を否定した(的法律上の目的を持たないと主張して、これまでの研究から獲得 、註五)、留置権論に関する思想は発展した。シェンクは留置権には その後、グリュックが留置権の詳細な説明をなすことによって 牽連定型の理論を採らないで、統一的牽連概念を認め、留置権 九世紀の初めに、ルーデンはこの瑕疵を避けたが、 同請求権が同一法律関係に基く場合にあるとし、 留置権概念を再び制限したのは 留置権に統一的牽連を認め、 留置権は統 あ

> ドイツの判例、 は物についてだけではなく各種の給付について成立するとした。 かくの如く、 通説はゴールドシュミットの説に従っている。 留置権論は学説の変遷を経て今日に到っているが、

薬師寺志光「留置権論」(昭10)二一六頁より引用 einen Rechten. 1837. S. 8; Schle gelberger, a. a. o. S. 2. Schlege Lberger, Das Zurückbe haltung srecht. 1904. S. 1 Schenck, Die Lehre von dem Retention srecht nach gem-

H:

- retineat donee (1.2pr. D. 14.2.) ager retinebitur donee (1.26 § 4D. 12.6) retinere donee...... (1x8 § 1D. 13. 7.)
- Molignatus. Tractatus de retentione. 1604 同二一九頁より引用

同二一七頁より引用

- PU etur satisfactum sit ''(Boehmer, § 1. 同二二〇頁より引用 non dimittendi, donec de eo, quod al eodem vicissim deb-"Jus rem alienam vel alteri debitam ex sua Possessione
- Ŧi. Glück, Bd. XV, S. 114ff. 同二二三頁より引用
- 六 Schenck, S. 113. 同二二三頁より引用。
- 七 Schenck, S. 2. Anm. 2. 同二二三頁より引用
- Luden, S. 9. 同二二四頁より引用
- Groskopff, S. V. 同二二四頁より引用

Cramer, S. 415 ff. 同二二四頁より引用

九

Goldschmiht, Handbuch des Hanedelsrecht. 1.2. § § 93 ff. S. 962 ff. 同二二五頁より引用 1868, Bd

第 口 1 マ法からフランス古法

に適するので、そのままこれを採用した(註 古代フランスにおいては、 ローマ法の留置権に関する規定が公平) 0 即ちパリ慣習法

(一七五条三○五条)は、旅店主人には旅客の馬及び荷物について、営展を受ける者の留置権を認め(註三)、一六世紀において、ヴを認め(註二)、オルレアン慣習法(三七二条)は、遺産買展の場合に、買展を受ける者の留置権を認め(註三)、一六世紀において、ヴを認め(註二)、オルレアン慣習法(三七二条)は、遺産買展の場合に、買展を受ける者の留置権を認めた(註四)。

本条例においては、その後、留置権が、他人の財産の占有者が返還義務を避ける手段として濫用される様になったので、その様な弊置義務を避ける手段として濫用される様になったので、その様な弊定きる様にしたが、一七世紀においので、一六世紀において、ムーランた。更にこれでは十分ではないので、一六世紀において、ムーランた。更にこれでは十分ではないので、一六世紀において、ムーランた。更にこれでは十分ではないので、一六世紀において、ムーランた。更にこれでは十分ではないので、一六世紀において留置物の返還請求がたって留置権の濫用を防止した(条例九条註五)。

理論の統一的構成は考えられなかった。をも拒絶する事ができる留置権が僅かに認められていたが、留置権模写であり、契約不履行の抗弁の他に、物上請求権による物の返還かくの如く、フランス民法制定前における留置権は、ローマ法の

- 註| Planlol, traité élémentaire de droit civil. 1912.tome II, P772. 薬師寺前掲1|二|七頁より引用。
- || Co[in-capitant, cours élémentaire de droit civil francais. 1915, tome II, P. 768. 同二二七頁より引用。 || Planiol. P. 772. 同二二八頁より引用。
- 四 Colin-Capitant, P, 769. 同二二八頁より引用。
- 四 Colin-Capitant, P, 769. 同二二八真より引用 Planiol, P. 773. Colin-Caphtant, P. 768/769 同二二八真より引

第三 わが国における沿革

用

留置権を意味する制度は認められなかったのである。ここに債権 条約を改正する必要がある関係上、 民事事件を処理することができず、 定且つ錯雑或いは簡単な徳川時代の慣習によっては、将来の複雑な 法、ドイツ法等から継受されたものである。 るのであるが、これは明治維新後、 保の方法について、上代から現代に至るまでの変遷を説明する。 前においては、 完全な成文法の制定を必要としたのである(註一)。従って明 わが国における民事留置権は前述の如くローマ法をその起源とす 留置権という言語はもとより、 政府の要請に基いて、フランス 政府は各国の立法例を斟酌して 又国権国利のために従来の通商 即ち明治維新後、不確 所謂現行法における

質と抵当とを含んでいる質の制度が認められていた。 質と抵当とを含んでいる質の制度が認められていた。 但し政治的人質が認められていた事は明らかであるめられていた。 但し政治的人質が認められていた事は明らかであるが私法的担保の方法としての人質の有無については明らかであるが私法的担保の方法としての人質の有無については明らかであるが私法的担保の方法としての人質の有無については明らかであるが私法的担保の方法は、保証及び連帯保証と、更に今日の占有における債権担保の方法は、保証及び連帯保証と、更に今日の占有における債権担保の方法は、保証及び連帯保証と、更に今日の占有では、保証とを含んでいる質の制度が認められていた。

栄誉の質入等の制度が認められていた。 中世においては、債権担保の方法は保証及び連帯債務と起請文及び中世においては、債権担保の方法は保証及び連帯債務と起請文及び平安朝時代の後期(一、二世紀)から室町 時代(一五世紀)までの

帯債務と、起請文及び栄誉の質入の制度が認められていた。までの近世においては、債権担保の方法は中世と同じく保証及び連戦国及び安土桃山時代(一五世紀)から江戸時代後期(一八世紀)

権が認められたのである(旧民法九二条乃至九六条)。新後、前述した理由に基いて編纂された旧民法において初めて留置明治維新前における債権担保の方法はかくの如くであり、明治維

これに対し修正民法草案においては留置権についての一般規定を一般規定を認めないで、特別の場合において留置権を認めていた。旧民法の旧草案においてはフランス民法に従い、留置権についての

一般共気を認めていた。 中央の場合に対しての一般規定を に特別の規定を認めたのである(同草案五三二条一項五七三条五項等)。 に特別の規定を認めたのである(同草案五三二条一項五七三条五項等)。 がくの如き編纂の歴史を経て制定せられた旧民法は、わが国古来 の伝統的習慣が尊重せられないこと、フランス民法及び同法系に属 する立法例のみを参考として他の進歩的なドイツ民法その他の法理 する立法例のみを参考として他の進歩的なドイツ民法との他の法理 さいたの理由により施行されず、これ等の欠点を修正した現行民 は、おが国古来 のに統施行せられるに到ったのである。

異るが、一般規定を認めた点は、留置権に関する個々の規定を制限権編に一般規定を認めた(民法二九五条以下)。蓋し留置権を債権の発生原因を列挙主義を採るのは妥が、旧民法のように留置権を物権とし、更に列挙主義を採るのは妥が、旧民法のように留置権を物権とし、更に列挙主義を採るのは妥が、旧民法のように留置権に関する一般規定を認めたのである。留置権を物権として認めた点は、留置権を債権の効力として認めた。でいるドイツ民法と異り(註一)、留置権を債権の効力として認めた点は、個々の具体的場合に留置権を認めているフランス民法とめた点は、個々の具体的場合に留置権を認めているフランス民法とめた点は、個々の具体的場合に留置権を認めているフランス民法とめた点は、個々の具体的場合に留置権を認めているフランス民法とめた点は、個々の具体的場合に留置権を認めているフランス民法とめた点は、個々の具体的場合に留置権を認めているフランス民法とめた点は、個々の具体的場合に留置権を認めているフランス民法といるドイツ民法は留置権について、一般規定を制限を指している。

註一 後段第二節第二項第四ドイツ民法参照

後段第二節第二項第五フランス民法参照

に幸連がある場合に留置権を認めているフランスの多数説に従うも

的なものではなく、一般制度を表現したものであるとするフランス

及び債権と物との牽連を認めた点は、

債権を留置物との間

の判例、

第二項 立法例

第一 マクシミリアン法典

めに るのである。相互に対立する請求権は、一つの法律関係からではな を請求し借主は不当利得の訴によって賠償した価値の返還を請求 置することができるのであり、貸主は契約上の訴によって物の返還 の物が発見された場合に借主は支払った価値のために、借用物を留 借主が紛失したと信じた物の代りに貸主に価値を賠償した後に、そ おいて、牽連概念が著しく拡張されている点に特質を有する。 を三つの原因により留置できるのであるが、その第三番目の場合に 権を認めている(同法典第四編第二章第五条)。この場合借主は借用物 認めた(マクシミリアン法典第二編第二章第一○条七号第一一条六号)。 訴訟における支出した費用の償還に関する規定を認めた。 を必要費と有益費、奢侈費に区別し、必要費のために常に留置権 同法典は管理者の留置権を管理者が受託物に支出した必要費のた 一八世紀において、マクシミリアン法典はローマ法に従い所有 一つの統一的生活関係から生じる。 のみ認め(同法典第四編第二章第七条第一八号)、 更に借主の留置 即ち費 を

費(註二)のためにも留置権を認めている。 物に支出した必要費のためにだけではなく一定の要件を具えた有益間に牽連がない点に特質を有する(註一)。尚同法典は賃借人が賃借間に牽連がない点に特質を有する(註一)。尚同法典は賃借人が賃借との二編第六章第一六条第一四条)、この留置権は留置される物と債権との二級共同法典によると、質権者が留置権を有する場合があるが(同法典第

- 註 vgI. Dernburg, Pandekten, I,S. 279.; Weiland. ZGB. 895Anm 3. b, bbs. 463. 薬師寺前掲二三一頁より引用。
- 出された正常、相当の有益費である事を要する。

一八世紀のプロシア一般州法によって留置権は体系的に規定された。留置権は同法において質権とされているが(プロシア州法第一編定三章第五三六条以下)、物的権利でなく人的権利であった(註一)。同法においては他人の物の所持人が反対債権のため、その弁済を受同法においては他人の物の所持人が反対債権のため、その弁済を受けるまで、目的物を抑留することができるとする留置権の規定を認めている(同法五三六条)。同法による留置権の成立要件は、一、物めている(同法五三六条)。同法によって留置権は体系的に規定されたあり、その牽連は反対債権が物自体について、又はそれにより物が占有者の支配に帰属した行為から成立した場合に存在するのである(同法五三九条)。

同法の留置権は純担保権であるから、留置権は所持人の有する請用法の留置権は純担保権であるから、留置権者に関権者と同様の義務が課せられたことであるのために、留置権者に関権を排除することができる(同法五五五条五五六条)。同法における留置権を排除することができる(同法五五五条五五六条)。同法における留置権と持除することができる(同法五五五条五五六条)。

薬師寺前掲二三三頁より引用。

第三 ザクセン民法

民法七六八条) に対する固有の意味の留置権として、他人に返還すべてプロシア州法に従っている。同民法は契約不履行の抗弁(ザクセンザクセン民法は、留置権に関する特別の規定を認めたが、主とし

法の留置権に関する規定は統一的である(註一)。因を有する弁済期の反対債権のためにだけ認めるのであって、同民を善意占有者(同法七六九条)、及び何等かの関係で、物に対して原を善意占有者(同法七六九条)。 同民法はプロシア州法と同じにこの権能を認める(同法七六七条)。 同民法はプロシア州法と同じにこの権能を認める(同法七六七条)。

註一 このザクセンの民法の規定は、一九世紀中頃に認められたもので ある。

第四 ドイツ民法

こ。 できか、又は留置権に関する一般 規定を 認める べき かであっかった。問題となったのは留置権を個々の具体的場合に債務者に与中に渗透していたので、留置権を認めるか否かについては問題がなー九世紀後半のドイツにおいては、留置権思想が既に深く国民の一九世紀後半のドイツにおいては、留置権思想が既に深く国民の

現行ドイツ民法は第二編債務関係法に、留置権に関する規定を認め(ドイツ民法二七三条註一)、留置権を債権の特別の効力であると同法二七三条の解釈については学説が分れるが、同条第一項の規定は留置権の一般規定であり、第二項はその例示規定であると解する。更に同条の留置権は債権関係から生ずる給付拒絶権だけではなる。更に同条の留置権は債権関係から生ずる給付拒絶権だけではなる。更に同条の留置権は債権関係から生ずる給付拒絶権だけではると、役物権的請求権から生ずる返還義務の履行を拒絶する場合をも含んく物権的請求権から生ずる返還義務の履行を拒絶する場合をも含んていると解する。

註一 現代外国法典叢書ドイツ債務法九三頁

第五 フランス民法

□権(国法五七○条八六七条等)。 契約関係はないが債権と物との間に牽連がある場合の法定留

約関係から生ずる場合の法定留置権(同法一六一二条一六一三条一六七

三条等)。

間に牽連性がある場合に契約関係の有無に拘らず常に留置権を認め間に牽連性がある場合に契約関係の有無に拘らず常に留置物とのこれに対して、多数の学説は、これを統一して債権と留置物との

二 薬師寺前掲二三六節より引用。

と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、法系の所謂留置権とも同一ではない。この他に Common Law lien をおい、債権者が弁済を受けることができる場合もあるので、大陸の権利は、債権者が弁済を受けることができる場合もあるので、大陸の権利は、債権者が弁済を受けることができる場合もあるので、全権の権利は、債権者が弁済を受けることができる場合もあるので、全権の権利は、債権の満足を受けることができる場合もあるので、留置権に関連があるが、債権の利益を対象を表するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあるが、と称するものがあって目的物の換価ができないのが原則であるが、と称するものがあるという。

第七 ロシャ法

権ではない。

裁判所の許可により競売することができるから、これも純粋の留置

 二条乃至第一六四五条の債権の部に留置権に関する規定がある。こ 二条乃至第一六四五条の債権の部に留置権に関する規定がある。こ の事からしても留置権を物権としてみていない事は明らかである。 個置権者の範囲は留置物に関する費用の支出者、留置物によって 相害を受けた者、及び商人等に制限されるが、特質は留置権者が、 他の債権者に対して優先弁済権を与えられている点である。こ の事からしても留置権について規定していないが、草案第一六四 に対して優先弁済権を与えられている点である。こ

三潴信三「担保物権法」第十三版(大•4)三一頁。

第八 オーストラリヤ民法

債権も裁判所の命令によって確保される。 はよる相互的信用及び取引の安全に対する弊害を避けるために認めいよる相互的信用及び取引の安全に対する弊害を避けるために認めりや民法四七一条)、この規定は、留置権の濫用を防ぐこと及びこれりを民法四七一条)、この規定は、留置権の濫用を防ぐこと及びこれが、よーストリヤ民法は如何なる場合にも留置権を認めない(オーストリヤ民法は如何なる場合にも留置権を認めない(オーストリヤ民法は如何なる場合にも留置権を認めない(オーストリヤ民法は如何なる場合にも関策を認めない(オーストリヤ民法は如何なる場合にある。

第九 スイス民法

スイス民法における留置権は、ドイツ民法と異り給付拒絶権ではた牽連という語を初めて採用した(スイス民法八九五条)。スイス民法は留置権に関し一般規定を認め、学説上使用されてい

なく、物を留置する物権であるとしたので、

物と債権との間の牽連

したことである(スイス民法八九五条二項)。とが双方の営業取引から生じた場合には物と債権との牽連があるととが双方の営業取引から生じた場合には物と債権との牽連があるとしている。

第三節 性 質

第一項物権性

従って留置権は排他性を有すると同時に絶対性を有するが、留置的物を占有できる独立の物権として認めている(民法二九五条以下)。受けるまで、その物を留置することができる権利であり、その本質に受けるまで、その物を留置することができる権利であり、その本質に留置権は他人の物の占有者がその物について生じた債権の弁済を留置権は他人の物の占有者がその物について生じた債権の弁済を

不動産留置権でも登記を対抗要件としないのである。ことができなく、又留置権は物の占有と終始する権利であるから、消滅するのであるから(同法三〇二条)留置権に基く返還請求をする権の物権性は他の物権とは異る。即ち留置権は占有の喪失によって

第二項 担保物権性

留置権者は物を留置することによって、債務者の弁済を間接に強制しこれによって留置権者の債権は担保せられる。この点において制しこれによって留置権者の債権は担保せられる。この点において間置権が担保物権に属することは明らかであるが、優先弁済権を有するのであるが、競売法の規定によって留置権も又競売権を付金について優先弁済を受けるのと同様になるから、留置権の担保物権性は重要視せられるのである(註一)。

註一 留置権に競売権を認めるか否かについては学説が分れるが、競売法の文字を尊重し、又留置権の便宜の為に競売権を認めるとする

第一 法定担保物権性

約上物権である質権及び抵当権とは異る。することができない。この点において、先取特権と同じであるが、することができない。この点において、先取特権と同じであるが、はって、当然に発生するものであって、当事者の意思によって設定

滅する。 滅の請求(同法二九八条三項)、担保供与による留置権消滅の請求 没収及び収用、 ら留置権の行使によって時効が中断せられることはないのである。 使は唯、 を妨げないとの規定を認めている(民法三〇〇条)。蓋し留置権の行 この点について、民法は特に留置権の行使は債権の消滅時効の進行 は、留置権も消滅するという担保物権に共通な消滅事由を有するが、 る占有の喪失(同法三〇二条)、留置権者の義務違反による留置権消 は留置権も又共に不成立となるか、又は消滅するのである(註一)。従 権と法律上の運命を共にし、債権が成立しないか、又は消滅するとき って留置権は主たる債権が弁済、消滅時効等によって消滅するとき (同法三〇一条)、破産による効力の喪失 この他留置権は物権一般に共通な消滅事由である目的物の滅失、 権 物を留置することであって債権の行使をしたのではないか は 債権の担保を目的とするから債権に附随して存在し、債 混同、 放棄等、或いは留置権に特有な消滅事由であ (破産法九三条)によって消

ては留置権は共に移転することはない。
古有の移転も必要とする。従って単に主たる債権の移転のみによっる。但し留置権は占有の事実を要件とするから債権と共に目的物のる。但し留置権は占有の事実を要件とするから債権と共に目的物の主たる債権が移転する場合には当然留置権も移転する随伴性を有すが、留置権は被担保債権に附従する性質を有する結果、

註一 留置権は主たる債権の発生、変更消滅に伴う狭義の附従性を有す

第四 不可分性

留置権においては、債権者の利益を保護するため、他の担保物権と

合を除いて、これを認めるべきである。 においても、 つの債権を担保するために数個の目的物上に留置権が成立した場合 ることがなく、残部によって債権の全部が担保せられる。 割、減縮した場合でもこれによって担保せられる債権が分割、減縮す 減縮した場合でも目的物が分割、減縮することはない。目的物が分 々の目的物が債権の全部を担保するものであるから、 について、不可分的に目的物全部の上に存在する。更に留置権は各 九六条)即ち債権が可分であると、不可分であると、又債権者が 同じに債権の全部の弁済を受けるまでは留置物の全部について、そ 人であると数人であるとを問わず、 の権利を行使することができる不可分性が認められている。(民法) 留置権の不可分性は目的物が 初めから各個の物がそれぞれ別個債権の担保である場 一個の物である場合だけでなく、一 留置権は債権の全部及び各部 債権が分割

第四節 要 件

第一項 総 説

原則、 の及ぶ範囲等が異ることとなるから、 れている。 められているので、その要件については、 ならない。 わが民法における留置権は前述の如く、 個々の具体的規定としてではなく、一 及び留置権の担保物権としての性質が充分に考慮されなけれ 即ち要件の解釈の如何により、 要件の解釈については公平の 般的原則的規定として認 物権編に規定されている 留置権の内容、 古くから判例、 学説が分 及び効力

行為等を原因として発生するのであるが、これ等の原因の成立に必ち留置権における被担保債権は、契約、事務管理、不当利得、不法ここに留置権の要件とは、留置権の成立要件をいうのである。即

二他人の物の占有

(一般、特別)の具備を必要とする。のである。尚留置権が有効に成立するためには、この他に有効要件要な要件の他に、留置権として成立するために、特に必要な要件な

取得は認められない(註一)。 留置権は、法定の要件を具備することによって、発生する権利であるから(原始的取得)、一定の要件が具備しないのに当事者間の意思取得時効によって取得されることがなく、又目的物が債務者の所有取得時ると否とによって影響がないから、即時取得によって取得することもない。なお留置権は、主たる債権と共にでなければ継受的取得は認められない(註一)。

を積極的要件、消極的要件に区別して説明する。であり、ここに留置権の概念を明確にするため、留置権の成立要件明らかにすることは、留置権そのものを明らかにすることとなるのかくの如くにして、留置権制度の眼目である留置権の成立要件を

註一 前揭第三節第二項第三附從性参照

第二 項 積極的要件

文がある(民法二九五条)。 られるのは、他人の物を占有することであり、この点については明られるのは、他人の物を占有することであり、この点については明留置権の積極的要件の中、目的物に関するものとして第一に挙げ

上、目的物は他人の物であることを必要とする。 を占有することは重要な要件であり、又留置権は他物権である性質を占有することは重要な要件であり、又留置権は他物権である性質

(1) 占有

占有については所謂占有を意味するのか、又この占有の他に単純占有については所謂占有を意味するのか、又この占有の他に単純な所持をも含んでいるのかが問題となる。民法一八○条の所謂占有な所持をも含んでいるのかが問題となる。

純な所持を意味しているのであるとする(註一)。留置権を取得しえないのを救済するために民法二九五条の占有は単持)を含んでいるとする。即ちこれらの者が物の占有者でない結果は本来の占有の他に単純な所持(無償の受寄者、事務管理者等の所自已のためにする意思を狭義に解する説によると留置権者の占有

この説は自己のためにする意思を狭義に解するためによって生ずる不備を補足するためのものであって妥当ではなく、自己のためにおいて物を所持する場合にもこの意思があるとする広義に解するにおいて物を所持する場合にもこの意思があるとする広義に解するにおいて物を所持する場合にもこの意思があるとする広義に解するにおいて物を所持する場合にもこの意思を広義に解するためによって生ずの無償の受客者、事務管理者等は当然占有者となるのであり、留置権における占有を占有権における占有と区別する必要がなくなるからである(註二)。

占有は自已占有、代理占有、単独占有、及び共同占有であると否有の場合でも、債権者が第三者には留置権は成立しないとする説があ対して返還義務を有する場合には留置権は成立しないとする説があがして返還義務を有する場合には留置権は成立しないとする説があるが(註三)、債権者が第三者によって代理占有、及び共同占有であると否さすると解する。

- 証一 梅謙次郎 「民法要義」 巻之二物権編 (大正1) 三〇四頁
- 一 Weiland Iv S. 465. 薬師寺前掲五五頁より引用。

(2) 他人の物

を要するのか又は第三者所有の物をも含んでいるかである。 とったのは関連をいうのか、又は第三者をも含んでいるのかについて、商事留置権においては債務者の物であるが、立法論としては考慮の余地がある(註一)。この他人にかであるが、立法論としては考慮の余地がある(註一)。この他人にかであるが、立法論としては考慮の余地がある(註一)。この他人にかであるが、立法論としては考慮の余地がある(注一)。この他人にかであるが、立法論としては考慮の余地がある(注一)。この他人にかであるが、立法論としては考慮の余地がある(注一)。この他人にかであるが、立法論としては考慮を表するのかとは第三者がある。

であることを明言しないことは、物について生じた債権である以上物に関して生ずることを要件として、商法のように債務者所有の物いては、民法の規定を改めて広く他人の物と規定した点、及び民法が所有の物に限らないとする説を妥当とする(註三)。蓋し現行法にお所有の物に限らないとする説を妥当とする(註三)。蓋し現行法におびては、民法の規定を改めて広く他人の物と規定した点、及び民法がいては、民法の規定を改めて広く他人の物と規定した点、及び民法がいては、債務者の所有でない物に留置権を認めることはこれについては、債務者の所有でない物に留置権を認めることは

のであると解するからである。所有者の如何を問わないで留置することが、公平の原則に適するも

更にわが民法は、ドイツ民法が留置権を債権の効力としているの更にわが民法は、ドイツ民法が留置権は成立することができると考えられる。その故に、債権者が第三者の物を占有している場合でえられる。その故に、債権者が第三者の物を占有している場合できるとがの物の所有物に対しても留置権は成立することができる。

民法とは異る。 民族者に、債権者がその物が第三者に属す

- 主に移転するのが原則であるが(民法一七六条)、特約によって主に移転するのが原則であるが(民法一七六条)、特約によって一定の時期まで目的物の所有権の移転を延期した場合は、引渡の場合に代金の支払について 期限が ないとすれば売主はいつでも支払を要求できるのであり、買主が代金を提供しない限り売主は同時履行の抗弁をなすことができる他、更に自己に属する目的物の上に留置権を有することができる他、更に自己に属する目的なの上に留置権を有することができる他、更に自己に属する目的なの上に留置権を有することができる他、更に自己に属する目的なの上に置権を有することができる他、更に自己に属する目的を指述している。

) 三一五頁。

(3) 物

なされるから(民法八六条三項)、 的物とすることはできないが、 置権は成立しないのであり、権利を表象した有価証券を留置権 動産であると不動産であるとを問わない。従って権利については留 Vi は目的物を換価して優先弁済を受けることを目的とするものでは が民法は留置権の目的物を他人の物と規定しているのでありへ 他人の物である以上、全ての特定の有体物をいうのであって 財 産的価値のある限り譲渡できないものでも目的物となる 有価証券中、 留置権の目的物となる。 無記名債権は動産とみ 尚留置権 の目 ts

二 同趣旨学説宗宮、池田前掲二四一頁

一占有が適法であること

平の原則に立脚して認められた制度である。従って占有が不法行為することは妥当でないのであって、留置権は債権者保護のために公物について債権を有するものが債権の弁済を受けないで物を返還

基いて、このような債権者に対しては留置権を与えないのである。に反するので、不法行為上の債務者に相殺を禁じたのと同じ趣旨にによって始まった場合に債権者に留置権を与えることは公平の原則

(2) 不法行為は故意又は過失によって他人の権利を侵害する行為とはならない。

た場合にも留置権を排除すべきか否かである。

と解 有の侵奪、詐欺、 即ち占有が不法行為によって始まった場合を占有取得行為自体が占 家屋の占有を承継した者に対しては、その家屋のために費した金額 者に対しては、留置権を認めない傾向にあり、明渡義務のある者から 輯二一七五頁、註 置すべきではないとした、大審院判例大正一〇年一二月二三日民録二七 借物のため、 を知り、 せられる債権が債務者に対抗する占有の権限がない場合、 の償還請求権について留置権を認めることができないとしている。 留置権を排除せられる理由があるから、賃借人が賃貸借解除後に賃 占有すべき権利がないことを知りながら他人の物を占有する者も又 判例はかって、占有が不法行為によって始まった場合でなくても するのが相当であるとしている(註二)。 又は過失により知らないで占有を始めた場合を含んでいる 費した金額の償還請求権を担保するために賃借物を留 一)。近時の判例学説もこの様な悪意の無権限占有 強迫等による場合に限らず、 留置権によって担保

この様に民法二九五条二項を拡張的に解釈する判例の立場を支持

二七三条但書)の影響を受けているからである。 善意占有者にも一括して留置権を認めない結果となり、留置権制度 目的物を取得した場合だけ留置権を否認するドイツ民法(ドイツ民法 置権を否認したフランスの判例、及び故意による不法行為によって 条二項に該当する返還すべき物の上に費用をだした悪意占有者に留 する。蓋し本項は盗人が盗品に費用をだしたとしても、所有権回収 によって知らない占有者に対しては留置権を認める趣旨であると解 るのである(同法一九六条二項但書)。従って無権限であることを過失 者は裁判所の期限許与があった場合に始めて留置権を失うこととな 法行為である場合にだけ留置 権を否定する 趣旨で あり、 の綜合的観察を看過している点は妥当でない。本項は占有取得が不 する説もあるが、この説によると盗人、悪意占有者、 の訴を拒否しえないというローマ法に起源を有し、わが民法 更に過失ある 悪意占有 一九六

推定を受けるからである。 (民法一八六条)、留置権の占有も一応不法行為に基かないものとの蓋し占有 者は善意 且つ公然に占有をなすものと推定せられるので蓋し占有 者は善意 且つ公然に占有をなすものと推定せられるのであることを受けるからであることを立証することを要する(註三)。

一 同趣旨学説薬師寺前掲七四頁、この判例に対しては、費用償還請求権について留置中の賃借人から請求権の譲渡と 賃借物の占有を転を受ける事は賃借権の譲渡について賃貸人の承諾がなくても不法の占有とはいえないからその占有移転後、請求権の譲渡について通知がなされた以上は譲受人について留置権が成立する決定がある(福岡高裁決定昭和二九年五月二五日昭和二九年(ラ)、五六号、高裁民集七巻五号四一九頁)。

卷二号一五五頁。同趣旨学説我妻前掲二五頁。

三 同趣旨学說薬師寺前掲七四頁、三潴前掲四一頁。

一 占有者が債権を有すること

権を有することは必然的要件である。
留置権の目的は相対立する債務者間の公平であるから占有者が債権を有することであり、これについては明文がある(民法二九五条)。被担保債権に関する要件として第一に挙げられるのは占有者が債

で損害を受けた場合等の不法行為であってもよい。理であると、又他人の工作物を保管するのに設置方法が不完全なのると物の占有者が占有物について必要費を支出する場合等の事務管を列挙しないから債権の発生原因が売買又は物の修繕等の契約であわが現行民法においては、前述した様に(註一)、債権発生の原因

に含まれていると解する。留置権によって保護する必要があるから、留置権における債権の中留置権によって保護する必要があるから、留置権における債権も

前掲第二節第一項、第三のわが国における沿革参照

註

二債権と物との牽連性

(1) 総説

連又は関聯であり、この牽連は最も重要な要件である。物に関して生じたものであること、即ち債権と物との間における牽被担保債権に関する要件として第二に挙げられるのは債権は占有

有物と債権との間における牽連を必要とする主義(註一)、ドイツ法この牽連の性質については、フランス法系の立法例の採用する占

(民法二九五条)。

(民法二九五条)。

(民法二九五条)。

(民法二九五条)。

註一 前掲第二節第二項第五のフランス民法参照

前掲第二節第二項第四のドイツ民法参照。

(2) 物に関して生じた債権

明する。てであり、従来より学説の分かれる処である。以下これについて説のか、又は如何なる場合に債権と物との間に牽連があるのかについのか、又は如何なる場合に債権と物との間に牽連があるのかについここに問題となるのは、物に関して生じた債権とは何を意味する

いるときに物と債権の間に牽連があるとする(註一)。 (1) 物が債権発生の法律要件を構成する法律事実の一つとなって

会観念上留置権を認める必要があるとする(註三)。 物の存在と債権の成立との間に相当因果関係がある場合に社であると思われる場合に債権と物との間に牽連があるとする(註二)の債務の履行をなさないで物の返還を求めることが社会観念上不当の債務の履行をなさないで物の返還を求めることが社会観念上不当の債権が物と何等かの経済的関係において発生し債務者自らそ

由 幸連概念に統一的説明を加える説であり、物が債権発生の客

である売買契約の基礎をなしていると説明している(註五)。 である売買契約の基礎をなす場合の二つに区別している(註五)と物が債権発生の原因をなす場合(||説と同じく物の瑕疵更にこれを物が債権発生の原因をなす場合(||説と同じく物の瑕疵更にこれを物が債権発生の原因をなす場合(||説と同じく物の瑕疵をある売買契約の基礎をなしていると説明している(註五)。

物の瑕疵による損害賠償請求権等)と、債権が間接に物に関して発 (ド) 債権が直接に物自体を原因として発生した場合の直接関聯の目的によって結合せられることでよいとしている点は異る(註: 両請求権が当事者の目的、 に両請求権が同一生活関係から生じた場合であるとしている。即ち する説であり、 生した場合の間接関聯(売買における代金請求権等)との二つに区別 律関係から生ずることを必要としないで、同一の取引関係、又は同 は説と同じであるが後者については占有の取得と債権とが同 物の占有者がこれによって損害を被った場合を挙げている点は二説 区別する説である二つに区別する点及び前者に該当するものとして の占有取得が同 に従うものである(註七)。 物自身が債権発生の直接原因をなしている場合と、債権と物 債権が直接に物自体を原因として発生した場合の直接関聯 から発生した場合には関聯あるとしているドイツ民法の通説 後者は債権と物の引渡請求権との関聯を意味 一の取引関係又は目的によって生じた場合の二つに 又は取引観念上一体として認められる事

の牽連の基準が不明確であるので妥当でない。しているとみられる点で具体的明確性を欠き、向凶説も債権と物とかくの如く学説が分かれているが、闭説は直接原因のみを問題と

るので、同一原因の意義が明確にされない限り妥当でない。て取違えた他人の所有物について留置権を生ずるか否かが決定されに説は、同一原因を厳格に解するか、又は広義に解するかによっ

が否かが不明であり、妥当でない。 に前例の両所有者が互に所有物を取違えた場合に留置権が成立する、財説は(1説と同じく債権発生の原因の基礎の意義が明確でないの)

の点からしても妥当でない。 留置権の規定はドイツ民法の規定と直接の関係があるのではなく、 債権と物との牽連が認められるべきである。更にわが民法における この場合はまづ統一的事実関係が存在し、その後にこの関係の中に め、その結果この事実関係は債権と物との関聯のある事実関係であ 関係を留置権の目的観から評価して予め留置権の生ずべき場合と認 後者における統 えば引渡すべき物を最初から義務者が占有していた場合には牽連の るとするものであるから本末を顚倒するものであると解する。 とが信義誠実に反するや否やを標準としている。この説はある事実 ために目的物を留置することができない結果となり妥当でない。 問題を生じないこととなり、売買契約において売主は代金請求権の 有物の場合には留置権を認めることができなくなる。尚この説に従 広狭種々の意義があり、これを狭く解するときは前述の取違えた所 から生じたときは牽連があるとしているのであり、この点、 しろフランスの判例及び学説に従ったものと解せられるので、こ (い説は前述の如く、直接関聯と間接関聯に区別しているのであり、 ○説は債権と引渡すべき目的物の占有とが同一取引関係又は目 一的事実関係は物の引渡請求権の行使を認容するこ 同一目的には (二)説又 即ち 的

三 勝本正晃「担保物権法」上三版(昭29)一〇九頁以下。

四富井前掲三一六頁。

五 中島玉吉「民法釈義」巻の二下物権編下(大12)六一〇頁。

七 薬師寺前掲七六頁。

(3) 債権の発生原因

当利得、又は不法行為による場合等がこれに属する(註一)。当利得、又は不法行為による場合等がこれに属する(註一)。 は、アは不法行為によるもの、及び物に対する不変連性の内容は次の二つの場合に分けるのが妥当であると解する。 及び有益費の償還請求権、又は物の瑕疵による損害賠償請求権等の必要費及び有益費の償還請求権、又は不法行為によるもの、及び物に対する不要務管理、不当利得、又は不法行為による場合等がこれに属する(註一)。

請求権の為に目的物を留置することができない(註二)。 行為を認容することを内容とする債権であり、この場合は債権者が一定の行為を物に対してなすことによって直接に弁済を強制する必であって、目的物を留置することによって直接に弁済を強制する必であって、目的物を留置することによって直接に弁済を強制する必であって、目的物を留置することができない(註二)。

然取違えられた物に対する相互の返還請求権等である。 当利得に基づく代金返還請求権等であり、後者に該当するものは偶権、物の修繕料請求権、売買契約の無効又は取消のために生じた不 生した場合である。前者に該当するものは、売買における代金請求 生した場合である。前者に該当するものは、売買における代金請求 生した場合である。

るか、又は同種の関係であればよいのかが問題となるが、一個の関同一法律関係又は事実関係については一個の関係であることを要

せられたわが民法の留置権の性質に反することとなるからである。債権の為に留置権を認めることとなり、物の占有を中心として制定物を占有する事ができるとすることは、目的物と直接の牽連のない物を占有する事ができるとすることは、目的物と直接の牽連のない係に限ると解するのが妥当である。蓋し別個の契約によって三度委係に限ると解するのが妥当である。蓋し別個の契約によって三度委

- 社一 例えば物を毀損し、又はその使用収益を妨害することによって所有権者はその物について債権を有するから留置権を取得するのである。
- 下。 同趣旨判例大判大正一一年八月二一日民集一卷一○号四九八頁以下 同趣旨学説我妻栄判例批評法学協会雑誌四一卷六号一八七頁以下

(4) 債権と目的物の占有

問題となる。この点については学説が分かれる。中、又は占有と同時に生じたものであることを必要とするか否かが中、又は占有と同時に生じたものであることを必要とするか否かが

(1) 旧民法には留置権によって担保せられる債権と目的物の占有とは相互に牽連あることを必要とする旨を規定しているのであって現行民法にはこれについての明文はないが、旧民法の主義を変更した形跡がないことと、更に目的物の占有前に取得した債権と目的物を選までの債務とは相牽連する処がなく、各々別々に履行することを要するから、占有者にこの様な債権によって目除としているのであってとは留置権の本質に反するのであり、従って債権と目的物の占有ことは留置権の本質に反するのであり、従って債権と目的物の占有との牽連を必要とするのであるとする(註一)。

回 留置権によって担保せられる債権は目的物の占有中に生ずるとを必要とするが、これは権利の存続要件ではなく、物の引渡をする場合に占有があればよいのであり、唯留置権者が目的物を引渡ことを必要とするが、これは権利の存続要件ではなく、物の引渡をした後、再び占有を取得した場合の様に、一旦留置権によって担保せられる債権は目的物の占有中に生ずる

この様に学説が分かれるが、次の様に解するのを妥当とする。即に取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置を必要としないから広く物と債権とが牽連のある場合に留置権の成立を認めるのである(註三)。従って留置権者が目場合に留置権の成立を認めるのである(註三)。従って留置権者が目場合に留置権の成立を認めるのである(註三)。従って留置権者が日本と、関係に対した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置するに取得した物の占有との間に牽連があるものとしてこれを留置することができる(註四)。

- 註一 横田秀雄「物権法」改版増補第二六版(大14)五七一頁。
- 二富井前揭三一八頁。
- 三 第四節第二項第二の二の(3)債権の発生原因参照。

UU

同趣旨学説沼前揭二八六頁

(5)

その他の問題となる事項

。 債権と物との牽連については、この他次に挙げる事項が問題とな

更したものであり原債権の延長とみるべきであるから債権と物とのや否やであり、これについては損害賠償請求権は原債権が性質上変や活物である。

間に牽連関係がある場合に限って認められるものと解するのが妥当間に牽連関係がある場合に限って認められるものと解するのが妥当間に牽連関係がある場合に限って認められるものと解するのが妥当間に牽連関係がある場合に限って認められるものと解するのが妥当間に牽連関係がある場合に限って認められるものと解するのが妥当問に牽連関係がある場合に限って認められるものと解するのが妥当

賠償請求権と賃借地との間の牽連を否定する(註二)。 これに対し判例は賃借人が賃貸人に対する債務不履行による損害

更に判例は売主が買主に目的物である不動産を引渡しただけで二重、譲渡し、第二の買主に移転登記をしたので第二の買主が第一の買主に引渡を請求した事件では第一の買主が売主に対して有する損買主に引渡を請求した事件では第一の買主が売主に対して有する損害賠償請求権と目的物との産連関係を否定し(註三)、譲渡担保権者の担保権者に対する損害賠償請求権と目的物との間に牽連関係がないものとしている(註四)。

ある(註五)。 める(註五)。 める(註五)。 める(註五)。 める(註五)。 がのこつの場合は前述の趣旨に基き同一の法律関係よ

二 東京高判大正九年七月二一日評論九民法七九三頁。

三朝鮮高判大正一四年六月二六日評論一四民法七二六頁。

四 最判昭和三四年九月三日民集十三卷一一号一三五七頁。

寺前掲八八頁、同氏「留置権」(綜合判例研究叢書民法一九三三頁五 薬師寺氏はこれ等の判例についてその牽連関係を肯定する。薬師

四五頁。 四五頁。我妻氏はこれを否定する「法学協会雑誌」七八巻三号三五八頁、我妻氏はこれを否定する「法学協会雑誌」二巻三号三五八頁、第三番目の判決に対して柚木氏は同一の法律関係を生じた以下、第三番目の判決に対して柚木氏は同一の法律関係を生じた

完成の担保を目的とするものであるから敷金契約において特別の定 求権は賃借物について生じたものと解するのが妥当である。 を必要とするからである(註二)。 還したとき、又は一定の期間経過後始めて敷金の返還を請求する事 めのない限り賃借人は賃貸借契約が終了し且つ賃借物を賃貸人に返 きない(民法二九五条一項但書)。蓋し敷金は賃借人の全部の義務履行 通の敷金契約では賃借人は敷金返還請求権の為に賃借家屋を留置で て賃貸人に交付せられたものといえるのである。従ってこの返還請 から敷金は賃借物使用の対価、又は賃借物毀損による損害賠償とし て賃貸人に優先弁済を得させる目的で予め授受せられる金銭である 生ずる賃料支払義務、 るのを妥当とする。即ち敷金は賃貸借契約においてこれに関連して り、これについては消極に解するものもあるが(註一)、 (II) 敷金返還請求権と賃借家屋との間 に牽 連がある か否 かであ 及び賃借物保管義務等を担保し、 積極に解す

民法一五一六頁。

民法一五一六頁。

民法一五一六頁、評論八巻

賃貸人が受取った賃貸物が現状通りであるか否かを検査する期間東京地判昭和三二年七月十二日下民八巻七号一二五〇頁

条二項一〇条)の場合に分けて説明する。を有する場合が問題となるのであり、借家法(五条)と借地法(四を有する場合が問題となるのであり、借家法(五条)と借地法(四)負債人、又は第三者が造作買取請求権或いは建物買取請求権

a 家屋の賃貸借終了の場合賃貸借人が造作の買取請求をなした

については消極に解するもの(註一)と、積極に解するものとがある ときに賃借人は造作代金の為家屋を留置することができるか否か 後者を妥当と解する。

的には家屋の価値が減ずるものである。 きないとしているが、この様な結論は主観的には借家人を害し、客観 造作代金についての支払がないという理由で、家屋の明渡を拒絶で 売買の目的物の間における様な牽連性を有しないことは当然である あって家屋について生じた債権であるとはいえないとして賃借人は あり、従って造作代金請求権を有する賃借人は家屋に対する留置権 益費に対する償還請求権が家屋との牽連を認められていることによ なった有益費が家屋の効用を増加することに類似している。その有 家屋に附着して効用を増加することは、家屋に附加して構成部分と 家屋を返還することが不公平であるか否かによって定まる。造作が 権における牽連を有するか否かは賃借人が造作代金を受取らないで を有すると解する(註二)。 造作代金請求権も又家屋と牽連を有するものと考えられるので ち前者は、代金債権は該造作について生じた債権であるだけで 何等かの連絡があることは明らかである。更にこの連絡が留置 家屋の対価ではないから造作代金と家屋との間に売買代金と 造作代金は造作の代価であ

- 註 七号一四二五頁。 月一四日民集八卷一号一六頁、 大判昭和六年一月一七日民集一〇卷六号六頁、最判昭和二九年一 同昭和二九年七月二二日民集八巻
- 同趣旨学說石田前揭六五一頁以下、勝本前掲一一二頁、 作を非同体的構成部分と同体的構成部分とに区別し有益費と類似 揭八六頁以下、我妻判民 家屋を留置する事ができるとする説がある(柚木前掲一九頁)。 する同体的構成部分についてだけ有益費と同一の制限によって、 (昭6・2)事件。これ等の説の他に造 薬師寺前

は消極、 使された場合にその敷地についても留置権を有するか否かについて 借地法四条二項及び十条の規定によって建物買取請求権が行 積極の両判例がある。

者であった者は留置権により、 のと解すべき根拠がないものとして否定するものと(註一)、借地権 て留置権を有する者は当然にその敷地についても留置権を有するも 者は建物代金の提供があるまで留置権によって建物乃至敷地の引渡 することができるとして肯定するものとがある(註二)。 で建物の引渡を拒絶し、これを占有をする必要上その敷地の占有を 即ち借地法四条二項の建物買取請求権の行使に際して建物につい 更に判例は借地法十条の建物買取請求権の行使に際しては、 相手方が建物の代金の支払をなすま

地の明渡も拒絶することができると解するのが妥当である(註四)。 取請求権者は家屋を留置することの反射的効果として当然にその敷 を請求された場合に常に留置権が有名無実になるので一律に建物買 然し乍らかくの如き場合に留置権を認めないとすれば敷地の引 を拒絶できるとしている(註三)。

- 大判昭和九年六月三〇日民集一三卷一二四七頁 大判昭和一八年二月一八日民集二二卷九一頁。
- 大判昭和一四年八月二四日民集一八卷八八九頁
- 掲三〇頁)。 の引渡を拒絶できるとしているのが多数説の見解である 同趣旨学説柚木前掲二〇頁。建物につき留置権があればその敷地

第三 債権は弁済期にあること

あることであり、殆ど全ての立法例がこの要件を認めている。 他の担保権において、被担保債権が弁済期にあることを要請され 留置権の積極的要件として第三に挙げられるのは債権は弁済期に

るが、留置権においては、弁済期の到来は、債権者、債務者間の公平るが、留置権においては、弁済期の到来は、債権者、債務者間の公平を維持するために成立要件として要請される(民法二九五条一項後段を維持する必要がないのに間接に弁済を強制されるという不公平なだ履行する必要がないのに間接に弁済を強制されるという不公平なだ履行する必要がないのに間接に弁済を強制されるという不公平なだ履行する必要がないのに間接に弁済を強制されるという不公平なだのて債権が権利消滅の抗弁又は延期の抗弁に対抗される場合は留置権を行使することはできない(註二)。

- 計一 大判昭和八年一二月二一日昭和八年(オ)三七三号判決全集(四)
- 七条)。

 七条)。

 七条)。
- 三〇頁、民抄錄二〇巻四〇一八頁。 大判明治三七年三月二五日明治三七年(オ)四二号民錄一〇輯三

第三項 消極的要件

留置権を成立させないという意思表示のないことである。留置権の消極的要件として挙げられるのは、当事者において予め

前であると交付後であるとを問わない。 との時期は物の交付 民事留置権の規定は(民法二九五条)、強行規定ではなく債権者保護のために認められた任 意 規定 であること、及び相当の担保を提護のために認められた任 意 規定 であること、及び相当の担保を提護のである。この意思表示は一般原則に従って留置権者となるべきるのである。この意思表示は一般原則に従って留置権者となるべき、予め留置権を成立させないという意思表示と(同法三〇一条)関係者が債務者に対して一方的にすればよい。その時期は物の交付債権者保護のであると交付後であるとを問わない。

留置権は成立しないのである(註一)。

しないとしている(スイス民法八九五条、ドイツ商法三九六条)。 又は交付の際に留置権排除の意思表示をした場合は留置権が成立註一 スイス民法、及びドイツ商法においては、債務者が物の交付前、

第五節 結 語

的に述べてみる。 最後に、以上述べてきた留置権特に要件についての考察を立法論

らこの意味において留置権は、特殊の債権を担保する効力を有する引渡を拒絶することによって優先的に弁済を受けることともなるかが、他人の物を留置することによって、その物に関して生じた債権のが、他人の物を留置することによって、その物に関して生じた債権のが、担保 物権中、最も薄弱な効力を有するものであるといわれる智置権は債権担保のために、単に他人の物を留置するに過ぎない

解する。 原則に適合する、より詳細な一般規定を認めることが妥当であると 担保物権としての性質を斟酌して、留置権の要件について、公平の 力われる。従って、留置権についての沿革、立法例、及び留置権の 認めるわが民法においては、その解釈について判例、学説が区々に 認めるを 第四節に述べた如く、留置権についての一般的原則的規定のみを

の条文によっては明らかでなく、その故にこの点についてはより詳関して生じた債権を有するとき」と規定してある民法二九五条一項なる場合に債権と物との間に牽連があるかについては、「その物に間における牽連を必要とするフランス法系の立法例の採用する主義でである。この牽連の性質については、わが民法は、物と債権との留置権の要件について問題となるのは、債権と物との牽連につい

いること、及び留置権の担保物権としての性質を考慮することが必及び学説に従っていること、及び留置権が公平の原則を目的としてこの要請に応えるためには、わが留置権の規定がフランスの判例細な条文が要請されるところである。

であると解する(註二)。 返還義務と同一の法律関係又は事実関係によって生じた債権を有す 返還義務と同一の法律関係又は事実関係によって生じた債権を有す 関して生じたる債権を有するとき」を「その物自体より、又は物の かくの如き考慮の結果、民法二九五条一項の条文中の「その物に 要である。

二 前掲第四節第二項第二の二の③債権の発生原因参照。註一 前掲第四節第二項第二の二の②債権と物と牽連性を参照。